

壱岐空港供用規程

空港法（昭和31年法律第80号）第12条第1項の規定に基づき、壱岐空港供用規程を次のとおり定める。

第1章 提供するサービスの内容

（運用時間等）

第1条 空港の運用時間等は、次のとおりとする。

- (1) 運用時間 11時間（8時から19時まで）
- (2) 空港の運用時間の変更

空港の運用時間の変更は、次に示すもの以外、原則として行わないこととする。

① 定期便の遅延による場合

定期便がやむを得ない理由により遅延する場合は、原則として1時間以内に限り運用時間を延長することができるものとする。

この場合、空港管理事務所長は、大阪航空局の機関である福岡対空センター等の関係機関と協議して延長を決定することができる。

② 空港施設の建設工事等による場合

空港施設の建設工事等に伴い、長期に亘って空港の運用時間を変更する必要が生じた場合には、県港湾課長が航空局等関係機関との協議・調整を行ったうえで、運用時間の延長を指示する。

2 空港機能施設事業等の営業時間については、別に定め、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。なお、その内容は常に正確かつ最新の内容に保つよう努める。

（空港の概要）

第2条 空港の概要は、次のとおりである。

滑走路の本数	1本（長さ1,200m×幅30m）
滑走路の長さ	1,200m
滑走路の幅	30m
単車輪荷重	8,500kg
エプロン	2バース（2バース（70m×55m））

(空港が提供するサービスの内容に関する情報)

第3条 空港が提供する次のサービスの内容に関する情報については、別に定め、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。なお、その内容は常に正確かつ最新の内容に保つよう努める。

- (1) 空港管理者等の氏名、住所及び連絡先その他の空港に関する情報
- (2) 総合案内所、観光情報センターその他の空港が提供するサービスに係る施設に関する情報
- (3) 前二号に掲げるもののほか、地震災害等の緊急時に空港が提供するサービスその他の空港が提供するサービスの内容に関する情報

(サービスの利用者その他の者が遵守すべき事項)

第4条 空港が提供するサービスの利用者その他の者が遵守すべき事項に関しては、長崎県県営空港条例(昭和38年長崎県条例第10号)の定めるところによる。

附 則

この規程は、平成25年3月31日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

この規定は、令和7年4月1日から施行する。